

兵庫県内

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

管理者様

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援を除く)

兵庫県福祉部障害福祉課長

令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に研修事業を委託し、下記により実施することとしましたので、お知らせします。

研修の詳しい内容及び申込方法は、兵庫県ホームページ又は県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページをご覧ください。

記

1 研修日程

下記日程の全10回のうちいずれか1回(1日)を受講

回	日程	時間(予定)	備考
第1回	令和6年1月30日(火)	9:00~17:00	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所
第2回	令和6年2月1日(木)		
第3回	令和6年2月7日(水)		
第4回	令和6年2月9日(金)		
第5回	令和6年2月20日(火)		
第6回	令和6年2月22日(木)		
第7回	令和6年3月5日(火)		
第8回	令和6年3月7日(木)		
第9回	令和6年3月12日(火)		
第10回	令和6年3月14日(木)		

2 受講対象者(次の(1)または(2)のいずれかに該当する方)

(1) 平成18年度~30年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方のうち令和元年度~4年度までの間に更新研修を受講できなかった方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方

(2) 令和元年度に更新研修の1回目を修了された方で、以下の(ア)又は(イ)のいずれかを満たす方

- (ア) 指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において、現にサービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者又は管理者として従事している者、又は、指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において現に相談支援専門員として従事している者
- (イ) 実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間において（ア）に掲げた業務に通算して2年以上従事していた者

3 実施要項・申込方法等

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター
「サービス管理責任者研修児童発達支援管理責任者研修更新研修」のページから申込
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=30>
※ホームページ上の専用申込フォームからお申し込みください。

4 受講申込期間

令和5年11月17日（金）から令和5年12月8日（金）正午まで
※締切後の申込登録は一切受け付けいたしませんので、余裕を持ってお申し込みください。

5 留意事項

- (1) 受講決定者は先着順ではありません。また、受講申込が定員を超過する場合は、選考により受講者を決定します。

6 問い合わせ先

- (1) 研修内容に関する問い合わせ
県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。
<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>
- (2) 研修制度等に関する問い合わせ
兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 志摩
TEL 078-341-7711(代表) 内線3005